

じゅんさい摘み手研修事業を 拡大して実施します!!

じゅんさいの摘み手にチャレンジしたい方に、じゅんさい農家を紹介し、1か月間の研修を研修奨励金で支援します。
また、研修終了後、引き続きじゅんさい農家に雇用されて従事した場合は、じゅんさいの収穫量が不安定な期間（最長3か月）を就農奨励金で支援します。

研修奨励金の要件

- 町登録のじゅんさい農家で研修する、三種町に住所を有する方
- 研修開始時年齢が70歳以下の方
- 5月から6月までに研修を開始し、20日以上かつ160時間以上の研修を行った方

研修奨励金 6万2500円
(1回限り)

就農奨励金の要件

- 研修奨励金の対象者で、研修終了後、引き続き雇用されて従事する方
- 月20日以上、じゅんさいの収穫作業に従事した方（収穫以外の作業期間は除く）

就農奨励金 月額3万円
(最長3か月)

最大で15万2500円の支給

申込方法

農林課または各総合支所地域振興係に「認印と年齢確認のための運転免許証又は保険証」を持参の上、お申し込みください。

その他のじゅんさい支援事業のお知らせ

～じゅんさいへの新規参入を応援します～

じゅんさい日本一生産数量助成事業

・町登録業者へのじゅんさい出荷数量に対して支援します。

◆出荷数量×30円/kg

じゅんさい圃場整備事業

・じゅんさい圃場の拡大や再生など整備費を支援します。

◆整備費の3分の1 上限100万円

三種町果樹産地強化 支援事業補助金

果樹の栽培拡大等に取り組み果樹販売農家を支援します。

対象者

1. 三種町に住所を有する農業者
2. 果樹の栽培及び販売の実績を有する者、若しくは、新たに販売を目的とした栽培を行おうとする者

補助対象事業

- ・5アール以上の果樹の栽培拡大又は改植、新植
- ・3アール以上の小果樹の栽培拡大又は改植、新植

補助対象経費

- 苗木購入費
- 土壌改良剤購入費用
- 抜根及び整地に関わる費用
- 抜根及び整地、植栽に関わる重機等の借上げ費用
- その他定植等に必要な最小限の資材費

補助金の額

補助対象経費の2分の1

※上限25万円

◆補助金を希望する場合は8月15日までに申請が必要です。詳しくは農林課までご相談ください。

秋田結婚支援センター 入会登録料助成

町民の方が、あきた結婚支援センターに入会する際の登録料1万円を全額助成します。有効期間は登録日から3年間です。（役場での手続きは一切ありません。）

入会手続き

- ① 登録を希望される方本人が「あきた結婚支援センター」へ入会を申し込み、必要書類を提出
- ② 町が同意書に基づいて、登録者の住所、氏名等を確認し、町から「あきた結婚支援センター」へ入会登録料を支払う

以上で入会手続きは完了です。出会いや結婚を希望する独身の皆様を応援しています。お気軽にご相談ください。

◆あきた結婚支援センター

☎0800・8000・0413

(相談専用ダイヤル)

▼北センター

・大館市字中町5

☎0186・57・8611

▼中央センター

・秋田市中通6・7・36

☎018・874・9471

※完全予約制です。各センターへ事前にご連絡ください。

◆問い合わせ先 農林課 農政係 ☎85-4826